

# 規制改革会議地域活性化 ワーキング・グループ

厚生労働省 提出資料

平成27年2月18日

## 飲食店営業等の営業許可について

<p>規制の内容</p>	<p>都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業について、条例により、公衆衛生の見地から必要な施設の基準を定めなければならない。都道府県が施設の基準を定めた営業を行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>この場合、都道府県知事は、都道府県が定めた施設の基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。</p>
<p>このような規制が設けられている理由</p>	<p>食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図るため。</p>
<p>制度を維持する考え方</p>	<p>飲食店営業その他の営業許可に係る施設の基準等については、地域の実情に応じた、柔軟な対応が可能になるよう、都道府県等が地方自治法上の自治事務として条例で定めることとされており、国として都道府県等に対して技術的助言を行うことは可能であるが、例えば、一律に施設基準の緩和を行うことは困難である。</p>

# 食品衛生法の営業許可について

## 食品衛生法 第51条

(営業施設の基準)

**第51条** 都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業(略)であって、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

### 1. 対象業種

- ・ 食品衛生法施行令第35条において、34業種を指定

食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)

(営業の指定)

第35条 法第51条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業は、次のとおりとする。

- 一 飲食店営業(一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレー  
その他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいい、次号に該当する営業を除く。)
- 二 喫茶店営業(喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。)
- 三～三十四 (略)

地方自治法に基づき、都道府県等の条例において、さらに業種を追加することができる。

### 2. 施設基準

- ・ 都道府県が施設基準を定めるに当たり、その参考とすべく国からガイドラインを通知
- ・ 都道府県では、地域の実情に応じて、施設基準を条例で規定(自治事務)

## 食品衛生法 第52条

(営業の許可)

**第52条** 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。(以下略)

# 営業許可手続の円滑化について

「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)  
食品衛生法に基づく許可基準の柔軟運用  
飲食店営業の許可申請書の様式統一と事務処理の標準化

都道府県等に対し、必要に応じ適切な対応を要請(技術的助言)  
(平成20年3月27日付け食安監発第0327002号)

## 施設基準関係

- 業態が特殊なものであって、知事が公衆衛生上支障がないと認め  
めた事項については、しんしゃくすることが可能。
- 各都道府県等が定める施設基準等の許可要件については、各都道府県等において関係部局間で十分に協議を行い、施設の規模、  
提供される食事の種類、数量等を考慮し、必要に応じ条例改正の  
検討や弾力的な運用を行うよう努めること。

# 営業許可手続の円滑化について

「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う食品衛生法の一部改正及び食品衛生法施行令の制定について」(施行通知)(昭和28年9月17日付け衛発第726号)

## 営業許可関係

- 社会通念上明らかに別種の営業に該当すると解せられる場合の外は、1の営業の内容の一部に他の業種の営業内容が含まれている場合でも、2つ以上の営業許可を要するべきでなく包含する1つの営業について許可を受ければ足りるものとせられたい。

例) 飲食店や喫茶店でアイスクリームを作り、その店の客に出す場合にはアイスクリーム類製造業の許可は不要である。ただし、物品販売的な意味において、アイスクリームを製造し販売する場合はアイスクリーム類製造業の許可を必要とする。

# 営業許可手続の円滑化について

「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)

移動販売車の貯水槽容量の統一

移動販売車による営業に係る許可申請書の様式統一



都道府県等に対し、統一的な運用を図る観点から通知(技術的助言)  
(平成26年12月26日付け食安監発1226第4号)

- 移動販売車による営業について、貯水槽の容積を設定する場合は、巡回地点数、従事者数その他営業の規模に応じて適切に設定することを要請。なお、あらかじめ包装されたもののみを販売する場合であって、かつ従事者が2名程度である場合には、貯水槽の容積は18リットル程度で足りると考えられることを示した。
- 移動販売車による営業に係る営業許可申請について、許可申請書の様式例を示した。